○中部地方整備局告示第百五十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県大垣市桧町字宮町四七番一から同県養老郡養老町直江字野割二六〇二二番まで	前	二四・三〇～六一一・八七	六・八四八メートル
	後	二四・三〇～六一六・二八	六・八四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
岐阜県大垣市桧町字宮町四八番八から同県養老郡養老町直江字野割二六〇八番一まで	一一・七七～五五八・〇〇メートル	六・六四二キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十四年九月十四日

○中部地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	大垣市福田町字井ノ町八九五番一から同市荒尾町字田畑五六七番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十五日十五時

○中部地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	岐阜県大垣市桧町字宮町四八番八から同県養老郡養老町直江字野割二六〇八番一	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十五日十五時

○近畿地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柏原市田辺二丁目一〇八五番五から同市旭ヶ丘四丁目一〇八五番一五まで	前	八・二〇～八・八〇	九・六〇メートル
	後	八・八〇～四六・六〇	一四〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方上中郡若狭町気山二六六号総畑六二番二から同町気山二六六号総畑四二番二まで	前	一七・二六～一五五・二三	〇〇・〇九三メートル
	後	一五・二四～四四・一一	〇〇・〇九三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十四日

北海道開発局長　関　博之

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河西郡中札内村栄東三線一五七番三から同道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三まで	前	A・B・C・D・E・F・G 一八・五〇～一四・四〇	九〇・二三メートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A・B・C・D・E・F・G 一八・五〇～一四・四〇	二三・一七九キロメートル	

二(一) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

(二) 道路の種類　一般国道

(三) 路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(四) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町錦町四八番地先から同町川西五三番地先まで	前	一三・七五メートル	〇〇・〇一七キロメートル
	後	二二・七七	〇〇・〇一七

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部